専門個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を行いますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
金融相談	12月9日(火) 午後1時～3時	日本政策金融公庫 融資担当者	日本政策金融公庫の事業資金融資に関する相談	いずれも 豊能町 商工会館
税務・経理相談	12月10日(水) 午後1時～4時	畑中啓三 税理士	日々の記帳から決算まで税務・経理等に関するあらゆる相談	
登記・法律相談	12月12日(金) 午後1時30分～4時	青山昌仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に伴う法律相談	
事業承継相談	12月15日(月) 午後1時～3時	大阪府事業承継・引継ぎ支援センター 担当者	事業を後継者に継がせたい。後継者がいないので、自社を他の企業に譲渡したい等。事業承継に関するあらゆる相談	
経営相談	12月16日(火) 午後1時～4時	黒野秀樹 中小企業診断士	今の事業の見直しをはじめ、新たに事業を始めたい、事業計画の相談等、経営に関するあらゆる相談	
労務相談	12月19日(金) 午後2時～4時	森啓治郎 特定社会保険労務士	従業員の採用・退職・解雇に係る諸問題、社会保険・労働保険など労務に関するあらゆる相談	

＊ ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはメールで下記までご連絡下さい。

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏　名： 事業所名： 住　所：豊能町 電話番号：	テーマ名： 希望時間帯（30分～1時間単位でお願いします） ：　～　：

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい

豊能町商工会
大阪府豊能郡豊能町余野1008
Tel.072-739-1647　Fax.072-739-2285
Mail toyono@gold.ocn.ne.jp　web http://toyono-sci.com/

源泉所得税の年末調整について

本年も、年末調整を行う時期となりました。

源泉所得税の納付期限は１月１３日（火）（納期の特例を受けている場合は１月２０日）まで、法定調書・給与支払報告書等の提出期限は、２月２日（月）までです。

商工会では、年末調整に仕方等をご指導しますので、お気軽にお越し下さい。

令和７年分所得税の年末調整の見直し等について

１．基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

２・給与所得控除の見直し

給与所得控除について、５５万円の最低保証額が６５万円に引き上げられました。

３．特定親族特別控除の創設

所得者が特定親族を有する場合には、その所得者の総所得金額等から、その特定親族１人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

特定親族とは、所得者と生計を一にする年齢１９歳以上２３歳未満の親族で合計所得金額が５８万円超１２３万円以下の人をいいます。

４．扶養親族等の所得要件の改正

扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子　５８万円以下

収入が給与だけの場合の収入金額　１２３万円以下

年末資金の準備は、お早めに
マル経融資に「賃上げ貸付利率特例制度」につきまして

自社従業員の賃上げに取り組む方に利用いただける「賃上げ貸付利率特例制度」が創設され、雇用者給与等支給額の総額が最近の決算期と比較して２．５％以上増加する見込みがある場合、貸付日から２年間の貸付利率を０．５％低減されます。

雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者を含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

融資 限度額　：　２，０００万円

返 済 期 間　：　運転資金　・　設備資金　１０年以内

利　　率　：２．１％　（当初２年間、▲０．５％引下げ）

各種共済制度のご案内

商工会では、あなたと従業員を守る各種共済制度を取り扱っています。

小規模企業共済制度

事業の廃止、経営を後継者に譲るなど、第一線を引退されたとき、それまでの掛金をもとに共済金が支払われるいわば経営者の退職金制度です。掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

特定退職金共済制度

従業員の退職金を月々積み立てておく制度です。事業主が負担する掛金は、１人月額30,000円まで全額損金または必要経費に算入できます。

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊　能　町　商　工　会

大阪府豊能郡　豊能町余野 1008